

2. 国際センター

グローバル化の進展の中で、高い見識と広い視野を持つ、世界に通用する人材を育成することを目標とする。そのために、世界各国の大学と協定を行い、それらの大学との学生交流・学術交流をはかる。

(1) 外国人留学生の受入れと学生の海外留学の促進、教育研究の国際化の支援

① 海外の大学との学術交流協定状況

【現状の説明】

平成 19 年(2007)5 月 1 日現在、本学が学術交流協定を締結している大学は、12 か国 28 大学 1 機関である。協定締結の前提として、学生数や大学のレベルを含め本学と同規模の総合大学であること、基本的には文系・理系含め全学部が交流の対象となり得ること、実質的な交流が恒常的に可能であることを選定の基準としている。現在、これらの協定校とは協定に基づき、15 大学との間で交換留学を実施、アメリカ、韓国それぞれ 2 大学から 2~3 週間の短期研修生受入れ、またアメリカ、オーストラリア、イギリス、中国へは語学研修を中心とした 2~4 週間の研修に学部学生を派遣している。また、アジア圏の協定校 13 大学を対象として、毎年 10 月にアジア圏協定校との学生交流セミナーを実施している。韓国、ベルギーの協定校とは合同シンポジウムも実施している。以上のような協定校との交流事業の他に、国際センターでは学部留学生、外国人研究生、外国人研究員を受け入れている。

【点検・評価】

平成 13 年の国際センター発足時において、協定校は 7 か国 10 大学であり本学の規模としては海外の協定校数が少なかったため、30 大学を目標に拡大する方針が打ち出された。その方針に沿って、また将来重視されるであろうアジアとの交流を見据え、この 6 年で協定校数は 3 倍となり当初の目標はほぼ達成された。特に韓国 6 大学、中国（台湾を含む）6 大学の協定校においては、交換留学や短期研修など実質的な学生交流が行われている点は評価できる。

【改革・改善策】

協定校を 30 大学に拡大するという当初の目標が達成された今、今後の海外の大学との協定についてはあらためてガイドラインを明確化する必要がある。本学がこれからどのような国際交流事業を展開していくのか、まずは大学としての国際戦略を打ち出すことが肝要であり、その方針に沿って国際化推進の条件にあった大学との協定締結を検討する。

② 協定校との交流事業

(a) 交換留学

【現状の説明】

大学間の交流協定に基づき、韓国 4 大学、中国（台湾を含む）3 大学、イギリス 2 大学、アメリカ 2 大学、オーストラリア 1 大学、フランス 2 大学、ブラジル 1 大学の 15 大学との間で、同数交換、授業料相互免除を前提として交換留学を実施している。派遣については留学期間 1 年、2 月と 8 月に派遣している。留学先では、専門科目を受講し、留学後に、本学の単位として換算され、単位認定される。本学からは地域に準じて、留学援助金が助成される。受入れは 4 月と 9 月、受入期間は 1 年または半年、日本語修得が主目的の学生は週 15 時間開講される日本語クラスを受講するが、日本語能力が高い学生については学部の一般講義を日本人学生と一緒に受講している。

IV. 教育研究施設・付置研究所 国際センター

【点検・評価】

交換留学を実施している協定校が、国や地域の面で多岐にわたっているのは評価できる。平成14年度から平成18年度までにおいて、協定校のうち、実際に交換留学生の派遣、交換留学生の受入れのどちらか、あるいは両方が実施されたのは、14大学である。これも評価できる。その一方で、交換留学が全く実施されていない大学があること、本学から派遣する交換学生数が年によってばらつきがあることが問題である。

交換留学希望者の数を増やし、毎年確実に一定人数を派遣するのが目標である。また、福岡大学の学部学科組織・規模を考えると、現在の協定校に加えドイツやその他の国々の大学と交換留学協定を考慮すべきである。

交換留学生派遣に関しては、募集方法、選考方法、オリエンテーション、派遣費用、帰国後の単位換算、どれもが整った制度の下でスムーズに運用されていることは評価できる。スムーズな運用は、国際センター事務職員の恒常的な努力と業務によって支えられている点を認識し、評価しなければならない。しかし、一方で、限られたスタッフで、今の過密なスケジュールどおりに運用していくのは、過重な負担を強いることになり問題である。また経済動向が変化しているにもかかわらず、派遣学生に対する留学支援金の支給額が変わらない点についても問題がある。最終的に、応募するのは学生の希望・意志にかかっているとは言え、そこに導く方法、宣伝活動について（特に、教員の側が取り組むべき問題として）一考の余地がある。

交換留学生受入に関しても国際センターの現在のスタッフで可能な限り万全の体制が整えられ、最大限の運用がなされている点は評価できる。日本語教育については、担当の先生の努力と工夫によって、実効を上げている点は評価しなければならない。しかし、これも講義を担当する先生の人数不足の問題と授業負担増の問題を指摘しなければならない。留学生の受講は各学部の諸先生の厚意に頼らざるを得ないというのが実情である。快く引き受けてくださる先生方の熱意と（評価を記してもらうことも含めての）ご苦勞については、十分評価しなければならない。一方で、留学生の受講が特定の先生の講義に集中する傾向があり、その先生に過度の負担を強いることになっていることは問題である。また、学部授業を受講した留学生の意見、満足度などが把握できない点も問題がある。教員側も留学生側も意欲を持って授業に臨み、充実感を覚えるような何らかの方策、プラン作りが目標である。

【改革・改善策】

今後、交換留学を進めるにあたっては、前項①海外の大学との学術交流協定状況で述べたように、協定締結についての本学の方針を明確にする必要がある。現在、協定校選定の基準は、福岡大学と同規模の大学であることとしているが、それは全学部の学生を交流事業の対象とするためである。一方で各学部においては、学部・学科の特性を生かした独自の国際交流の展開を図っており、今後はこのような学部単位で企画・実施される学生の派遣・受入れ事業においても、学部からの支援要請に対応できるように国際センターの体制を整えることが肝要である。全学的な、そして学部単位での国際交流が盛んになることは、国際センターの業務が増大することを意味するが、増大する交換留学生の派遣・受入れに伴う業務の効率化とともに、専門的知識を持つスタッフの育成を図る。

(b) 海外研修と外国人研修生の受入れ

【現状の説明】

語学力と国際感覚の養成を目的に実施している短期研修は、選考試験により 20 人の学生を選抜、往復渡航費を大学が助成する海外研修と選考試験は行わず全額自己負担で実施している海外語学研修がある。海外研修では蔚山大（韓国）で 8 月に 3 週間、ウオッシュバン大学（アメリカ）とグリフィス大学（オーストラリア）に 2～3 月に 4 週間派遣している。選考は、蔚山大の場合、日本語の作文と面接、他の 2 大学の場合は、英語能力の試験と日本語の作文と、面接によって行われる。

一方海外語学研修では、ニューカッスル大学（イギリス）で 8 月に 3 週間の英語研修、揚州大学（中国）で 2～3 月に 2 週間の中国語研修を実施している。これらは希望者先着順で、それぞれ約 20 人が参加している。

外国人研修生の受入れに関しては、現在韓国、アメリカの協定校から、日本語と日本文化の習得を目的とした短期研修生を受け入れている。韓国からは蔚山大および東義大から各 20 人、アメリカからはジョージア工科大学から 15～20 人、ウオッシュバン大学から 5 人程度が、本学に 2～3 週間滞在し、日本語や日本文化研修、見学研修（太宰府、熊本、工場見学等）に参加している。宿舎として片江研修館、福岡大学セミナーハウスを提供している。

【点検・評価】

海外に派遣された学生の評価はアンケートによれば、例年おおむね良好である。短期研修であるにもかかわらず、各研修生自身が語学力のレベルアップを図ることができたとの評価が少なくない。具体的にはリスニング力の向上を実感できたとの評価がなされている。その反面、研修生によっては、現地での授業についていくのが大変であり、相手の話も半分程度しか理解できなかったとの意見もあるが、このような研修生は、自分の語学力に失望するよりも、むしろ今後も継続して語学力の向上に努めるように取り組んでいくきっかけができたとの積極的な評価をしている。研修生の中には、この短期研修に参加した後さらに 1 年間の留学をめざして交換留学に志願する者も存在し、この事実はそのような肯定的な評価を裏づける証左であろう。もちろん、内容の充実など、改善すべき課題が残されていることは否定できないので、このような評価を継続できるように努めていかなければならない。語学能力を向上させ、さらに交換留学につなげていければよい。

受け入れている研修生の評価もアンケートによれば、例年おおむね良好である。各研修生に共通しているのは、「面白かった」「日本に興味を持てた」という肯定的な評価であるが、滞在期間との関係上、2～3 週間の研修では非常に期間が短く、もっと勉強したいという意見も少なくない。しかし、研修を通じて、個人的な旅行等では経験できない貴重な日本の文化に接することができ、日本語の勉強だけでなく、文化に接することの重要性についても認識できたとの意見があり、この見学研修が非常に楽しかったと評価する声が多い。今後も研修内容をさらに充実し、評価を高める努力が必要である。

また、本学では、「福岡大学国際交流チーム（FIT）」が組織されており、約 280 人の学生が FIT に登録、協定校からの研修生受入に関して、生活上のサポートや日本語授業や文化研修のアシスタントとして協力してもらっている。彼らの活躍も評価に値するものであるが、このような活動を通じて異文化理解や研修生との交流を深めており、研修生の受入れは本学生にとっても有意義な国際交流の機会となっている。

IV. 教育研究施設・付置研究所 国際センター

【改革・改善策】

短期研修生の受入れ施設としては、現在主として片江研修館が利用されているが、老朽化により研修生たちは不便を強いられているのが実情である。今後、研修生の受入れが拡大されることを視野に入れ、宿泊施設整備の検討を進めることが肝要である。

③ 学部留学生の受入れ

(a) 学部留学生入試

【現状の説明】

本学の学部留学生は、平成19年5月1日現在で120人（学部学生の0.6%）である。しかし、商学部の76人（同2.3%）から理学部の1人（同0.09%）、医学部・薬学部の0人まで、学部間のばらつきが非常に大きい。留学生の受入れは、国際貢献や日本人学生にとっての文化交流経験の観点から、大学にとって有益であるが、本学の場合は、学部ごとの事情を十分考慮しつつも、留学生数の少ない学部で志願者を増やすことを主軸に、全体としての人数を増加させることが目標であろう。本学では商学部第二部商学科と医学部看護学科以外で「学部留学生入学試験」を行っている。平成19年度入試での入学者は22人であるが、そのうち17人が商学部学生であり、また18人の国籍が中国である。過年度においても、学部では商学部が、国籍では中国が、全体の半数以上を占めており（下表参照）、ことに、志願者については9割近くが中国国籍である。

過去3か年における国籍別学部留学生在籍数

年度 国籍	2004年度	2005年度	2006年度
中国	157	141	126
中国（台湾）	3	3	1
韓国	8	12	10
ネパール	2	1	1
マレーシア			1
合計	170	157	139

【点検・評価】

志願者・入学者に占める中国国籍の比率の高さは、中国の経済発展を反映したものである。また、そうした事情で日本留学を志す中国の若者が経済に関心を向けがちであることと、本学の学部留学生入学試験では商学部だけが英語を課さないことが、商学部の志願者・入学者を増やす要因となっている。留学生が特定の国や学部に限ることが直ちにマイナス点となるわけではないが、国際センターの目標の観点に立てば、さまざまな国からの留学生がどの学部にも在籍するのが好ましいであろう。本学の留学生入学試験では、国外からも出願できるが試験は本学で行われる。それは結果として、国外在住者の安易な出願を排除することにつながり、志願者・入学者の質的水準が維持されているといえよう。

【改革・改善策】

さまざまな国からの志願者を増やすための方策として、本学では平成18年度より、東アジア（中国、中国（台湾）、韓国）以外のアジア諸国からの留学生を対象に、「福岡大学アジア特定地域学部

留学生学修奨励費」を設けた。その内容は後で触れるが、福岡地区の日本語学校に通う外国人の間で、この制度の存在が認知され始めたところであり、今後、所期の成果を上げるために入試説明会等において、この奨学金制度の情宣強化を図る。

(b) 学部留学生への支援

㉑ 国際センターでの支援体制

【現状の説明】

留学生への支援業務は、日常的・一般的な指導や手続きに関する案件は国際センター事務室が、学修に関する立ち入った指導は各学部の国際センター委員が担当している。情報提供については、「学部留学生ガイドブック」を毎年製作・配布しているほか、学修や生活に関する情報誌などの各種資料を配架し、自由に閲覧できるようにしている。また国際センター事務室では留学生会による生活相談所としての場所を提供している。

【点検・評価】

配架資料閲覧のため事務室にブラウジングスペースを設けていることにより、留学生が出入りしやすく、指導効果を上げることにつながっている。一方で、国際センター事務室では留学生指導のほかに海外協定校との交流など幅広く多岐に渡る業務も担当しているため、職員の負担が大きい。

【改革・改善策】

組織改革との関連で、国際センターの事務組織を2つの部署に分割する案も出されているが、その場合、例えば、学生関係業務（留学生の受入れ・本学生の海外派遣）と国際交流業務（海外の教育研究機関との学術交流における研究部門・事務部門での協力）に分割することにより、留学生への支援を充実させることが可能となる。

㉒ 学業に関する支援

【現状の説明】

授業科目での支援として、学部留学生を対象に日本語の科目を開講しており、第二外国語として履修できる。第一外国語の英語については、留学生向けに特別クラスを設けている。また、国際センター事務室で一般的な学修指導を行う他、各学部で国際センター委員が学修指導や相談にあっている。

【点検・評価】

各学部での学修指導については、国際センター委員の裁量によるところが大きいと、体系的な指導がなされない恐れがある上、留学生の多い学部では委員の負担が大きいことが問題となる。

【改革・改善策】

学部での学修指導では、学科構成や留学生数など学部ごとの実情に考慮した上で、各学部において指導の分担と体系的な指導体制の構築も視野にいれ、国際センターとの連携を図ることが肝要である。

㉓ 経済的支援

【現状の説明】

本学の授業料減免制度では、在留資格「留学」を有する私費留学生で、学業成績等が良好な者を対象に授業料の30%を、学業成績が特に優秀な者にはそれに加えてさらに授業料の20%（医学部医学科生の場合は薬学部の授業料金額の20%）を、減免している。なお、授業料などの学費は納期分の一括納入が原則であるが、留学生については負担軽減のため、申請により2～3回の分納を認めて

IV. 教育研究施設・付置研究所 国際センター

いる。

独自の奨学金制度として、「福岡大学私費外国人留学生奨学金」「福岡大学アジア特定地域学部留学生学修奨励費」を設けている。前者は私費留学生を対象に25人程度、後者は東アジアを除くアジア諸国の国籍を有する者を対象に10人程度、募集する。後者の趣旨は上記「(a)学部留学生入試」で触れたとおりだが、現時点では応募資格者自体が少なく、募集人数を下回っている。なお、大学経由で募集する各種給付奨学金の平成18年度の実績は、大学基礎データ調書表44のとおりである。

生活面での経済的支援として、本学では、留学生を含む全学生を加入者とする「福岡大学学生健康保険互助組合」を設置している。これは、加入者が入会金100円、組合費年額3,500円を納入し、歯科以外の治療で1か月あたり2,500円以上の自己負担額があった場合に、それを超える金額を年額24万円まで給付する制度である。やはり全学生を対象として、正課ならびに課外活動中などに被った災害事故についての保険である(財)日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」に加入し、保険料は本学が全額負担している。寄宿舎として「国際交流会館」を設置しており、留学生30人、日本人学生70人を収容して、留学生に低廉な住居を提供するとともに日本人との日常的な交流を図っている。

【点検・評価】

本学の奨学金制度は、留学生の増加を受けて順次整えられてきた。その結果、現在では、制度上申請資格を持たない者と著しい成績不振者を除いて、大半の留学生が何らかの給付奨学金を受けるに至っており、所期の役割を果たしているといえよう。しかし、「私費外国人留学生奨学金」は、募集人数の内訳が、1年次生15人程度、2年次生以上10人程度と、学年別の人数枠が設けられて流用ができない上、人数枠の広さにも大きな差がある。「福岡大学アジア特定地域学部留学生学修奨励費」については、制定時には、東アジア諸国出身者への差別的扱いである、との異論も出されている。

【改革・改善策】

「私費外国人留学生奨学金」の人数枠問題はかねてより指摘されてきたところであり、国際センター運営委員会でも見直しをはかる方針である。「福岡大学アジア特定地域学部留学生学修奨励費」は、制定後まだ2年目を迎えたばかりであるが、今後数年経過して志願者の認知度が高まったところで、その有用性についての検証を行うことを検討している。

④ 生活面での支援

【現状の説明】

留学生を含む全学生を対象に、健康管理センター、ヒューマンディベロップメントセンターを設け、それぞれ「からだ」と「こころ」の健康のよりどころとなっている。とくに留学生に向けては、毎年4月に、「異文化ストレスとそのつきあい方」をテーマに講演会を開催している。行事関係では、メンタルヘルスの一環として、留学生相互の親睦をはかるとともに日本の文化、歴史を学ぶため、毎年10月に日帰りまたは1泊の研修旅行を行っている。また、留学生相互や関係教職員との親睦を深めるため、毎年4月には新入生歓迎会として、12月にはクリスマスパーティーを兼ねて、懇談会を開催している。

留学生の就職活動については、全学生の就職関係業務を担当する就職・進路支援センターで扱っており、留学生向け求人情報の紹介や個別相談・指導の他、留学生のための就職セミナーも開催している。

相互の親睦や国際親善への寄与を目的に、学部および大学院に在籍する留学生によって「福岡大

学留学生会」が組織されている。内部では留学生相談会を週1回開催しており、対外的には本学の学園祭や地域の交流活動に参加するなど、活発に活動している。

【点検・評価】

生活面支援のうち、研修旅行、懇談会、留学生会活動は、参加者にとって有益なものであることが期待できる。しかし、留学生の中にも友人の少ない者がおり、そうした者はこれらの行事や活動にもほとんど参加していない状況である。

【改革・改善策】

生活面での安定は、学修の成果を上げることにもつながることから、行事参加や施設利用によって改善が見込まれる学生には、個別指導においてそれらを紹介し、大学の行事への参加や施設の利用を促すなどの対応を通して、留学生のメンタル面でのサポートの充実を図る。

④外国人研究員・研究生の受入れ

【現状の説明】

外国人研究員は、受入期間3月未満の短期研究員と3月以上1年以内の長期研究員に分けられる。平成18年度は9か国から22人の研究員を受入れ、本学の指導教授のもとで研究活動を行った。また外国人研究生については、外国において4年制大学を卒業した者で専門分野を更に深く研究したい者について、研究指導にあたる指導教育教員の受入れ了承を得られていることを条件に、選考のうえ受け入れている。研究期間は原則1年間で、申請により更に1年間延長できる。外国人研究生については、この研究期間を経て本学の大学院に進学する者もいる。

【点検・評価】

外国人研究員は年々増加の傾向にあり、本学教員が国際的な共同研究を活発に行っていることを反映しているものと評価できる。また宿泊施設として片江研修館別館やセミナーハウスの利用ができるため、研究期間中の滞在においてもサポート体制が充実している。

⑤その他のプログラム

【現状の説明】

協定校である蔚山大学（韓国）とは1年おきに、ルーヴァン・カトリック大学（ベルギー）とは2年おきに合同シンポジウムを実施している。平成17年には、本学において3大学合同でのシンポジウムが開催された。また国際センターでは、本学学生を対象に講演会を開催している。内容は、グローバル化、フランス文化・フランス事情、日韓関係・韓半島情勢、異文化ストレスの対処法、など多岐にわたり、講演は日本人だけでなく、協定校の教員など外国人によるものもある。その他、平成16年度より、「アジア圏協定校との学生交流セミナー」を実施している。これは、本学のアジア圏協定校5か国13大学から2人の学生を招待し、本学で12日間のスケジュールで日本語・日本文化研修、企業見学等に参加、本学の学生との交流を深めることを目的に企画されたプログラムである。

【点検・評価】

合同シンポジウムについては、両大学において貴重な学術交流の場となっており、高く評価される。また、国際センター主催講演会については、本学学生に国際的視野を持たせるための機会であり、毎年入学式当日の学部留学生オリエンテーション時に行われている「異文化ストレスとそのつきあい方」の講演会は、本学留学生の精神面でのケアにおいて意義深い。「アジア圏協定校との学生交流セミナー」は参加者の共通言語は日本語という点がユニークといえる。協定校からは、当初日

IV. 教育研究施設・付置研究所 国際センター

本語能力を問わないで欲しいという要請もあったが、協定校に対してはアジア 5 か国から日本に集い、お互いに交流を深めるというこのセミナーの目的、趣旨を理解してもらい、この三年間の実績を経て、定着してきたといえる。選抜されてくる学生も大変優秀で、本学学生にとっても彼らとの交流を通して貴重な体験の場となっている。「アジア圏協定校との学生交流セミナー」は学内関係者のみならず、アジア圏協定校からも高く評価されているため、今後も継続、発展させていくべき国際交流事業である。